

吹田市立南山田小学校PTA規約細則

第1章 役員、委員会及び部

第1条 PTA規約第14条第1項の規定に基づき、役員、委員会及び部の運営及び組織体系について、以下のとおり定める。

第2条 役員会において構成される役員を、本部役員と呼ぶ。

第3条 本部役員は、役員会の定める方法により、サポート委員を定められた人数選出する。

2. 委員は本会活動に協力しなければならない。
3. 委員から運営委員会を構成する運営委員会委員を選出する。選出人数にあつては、10名とする。選出方法については、あらゆる視点や感覚で内容が議論され、会員に理解と信頼を深めるために、定例会毎に委員から無作為に選出することとする。なお、委員から運営委員会委員の立候補があった場合は、優先して運営委員会委員とする。立候補が定められた人数を超えた場合は、役員会にて選出方法を定め、公開のもと選出する。

第4条 サポート委員会は、学校および地域の諸活動が円滑に遂行できるよう、活動をサポートするために設ける。なお、委員長は置かない。

2. サポート委員会に、班を設ける。なお、班長は置かない。
3. 班活動については、役員会で定めることとする。

第5条（削除）

第6条（削除）

第7条（削除）

第8条（削除）

第9条 教職員部は、本会の会員である教職員によって構成され、PTA活動のなかで両輪の一端を担うものである。

2. 教職員部は、各1名の書記、会計、広報、会計監査を互選する。なお、書記、会計、広報は兼ねることができる。

第2章 役員等候補者の選出

第10条 PTA規約第10条第4項に基づき、役員等候補者の選出について、以下のとおり定める。

第11条 役員等候補者を選出するため、推薦委員会を置く。推薦委員会は役員等候補者の確定

を持って解散する。

2. 推薦委員会を置く際は、運営委員会の承認を得なければならない。
3. 推薦委員会は、運営委員会の承認を得て会長が指名する。運営委員会の承認を得ないときは、会長の指名後に承認を得るものとする。
4. 推薦委員会は、委員5名以内によって構成される。
5. 推薦委員会に委員長を置く。委員長は委員の互選によって決定する。
6. 委員長は、推薦委員会を運営し、事務を管理しなければならない。
7. 役員候補者の選出方法については、推薦委員会にて定めることができる。
8. 推薦委員会は、役員候補者の選出の目的を達成するため、第12条に基づく活動を行う。

第12条 推薦活動は PTA 規約第 26 条1項にあたり、第 27 条で記載された個人情報を利用することができる。

2. 各委員選出時に得られた委員歴を踏まえて推薦活動を行う。
3. 個人情報を使用した推薦活動は原則 PTA 室のみで行う。持ち出しのルールを定め、個人情報漏えい防止に努める。

第13条 会員は、推薦委員会で定めた期日までに、役員被推薦者となるために立候補することができる。また、この意志は形式を問わず、推薦委員長に対して行うことができる。

第14条 推薦委員長は推薦委員会により推薦された役員候補者を、総会の1週間前までに全会員に通知しなければならない。この場合、事前に被候補者の同意を得ておかなければならない。

第15条（削除）

第16条 役員候補者の追加推薦については、総会において、書面をもって推薦委員会に対して行うことができる。但し、推薦者は被推薦者の同意を事前に得た上、20名以上の連署した推薦状を、推薦委員長に提出しなければならない。

第17条 役員候補者選出において、役員選挙が必要であると推薦委員長が認めた場合には、役員選挙を行うことができる。

2. 役員選挙においては、本部役員が選挙管理者となる。
3. 役員選挙は、会員に公開しなければならない。

第18条 PTA規約第12条第1項に規定する2名の会計監査役については、教職員部より1名、前年度運営委員会委員のうちから1名を選出する。なお、前年度運営委員会委員からの選出については、運営委員会内にて互選を行う。

第3章 委員の選出

第19条 PTA規約第22条に基づき、委員会及び部における委員の選出方法について、以下のと

おり定める。

第20条 会員は、在学児童 1 人につき、6 年間に最低 1 回委員として活動を行う。

2. サポート委員の選出人数については、役員会が定めた必要な人数を選出する。
3. 第23条に基づき補欠となった者については、サポート委員とする。その際、サポート委員選出人数が増加することについては認めるものとする。

第21条 委員の免除について、以下に該当する会員は、選出年度において委員免除対象者とする。

- (1) 南山田小学校の PTA 役員経験者、及び平成26年度までの会計監査役経験者、及び選出年度において南山田小学校の PTA 役員に決まっている会員
- (2) 選出年度において山田中学校 PTA 本部役員に決まっている会員
- (3) (削除)
- (4) 選出年度において、上の学年で委員に決まっている会員
- (5) 4月1日時点で 3 歳未満の子どもを持つ保護者
- (6) 会計監査役委員歴対象年度が選出年度に該当する会員。ただし、免除の適用は児童 1 名分に限り、就任年度により以下の有効期限を定める。
ア 平成27年度から令和6年度までの就任者は、就任年より5年間とする。
イ 令和7年度以降の就任者は、期間の定めはなしとする。
- (7) 該当児童で過去に委員歴がある会員。但し、2 巡目の委員選出においては免除対象外とする。
- (8) 学校が免除と認めた会員
- (9) 地域諸団体に入会し、活動する会員。地域諸団体については、内規で定める。

第22条 教職員部においては、部内互選にて、役員会が定めた必要な人数の委員を選出する。

1. 令和6年度までの委員長歴、平成26年度までの家庭教育学級代表又は平成27年度家庭教育学級部長歴及び市P広報委員歴のある会員は、永年委員長免除、ならびに二巡目委員選出永年免除とする。
2. (削除)
3. 地域諸団体に入会し、継続して活動する会員は、活動期間中を委員選出免除とする。

第23条 委員及び班選出の手順について、以下のとおり定める。

- (1) 委員会内に、役員会で定められた数の班を設ける。
- (2) 委員選出対象者の中から各班の立候補者を募り抽選で選出する。但し、上の子で委員をしていない会員は、役員会が上の子での立候補と見なすことがある。班が決定した時点で委員選出となる。
- (3) 立候補が班定数より複数あった班は、その中から抽選で選出を行う。
- (4) 立候補が班定数に満たない班の立候補者はその班に決定し、足りない数を班未決定の委員選出対象者の中から抽選で選出を行う。
- (5) 兄弟姉妹が在学の場合において、上の子で委員をしていない会員は、上の子が優先となる。また、その場合、下の子での委員立候補は不可となる。

(6) 6年生は委員未経験者全員を補欠とする。

第24条 ニ巡目班選出について、第二希望選出決定後、さらに選出対象者がその学年の委員定数に満たない場合、児童 1 人につき 2 回目の班選出を行うこととする。

2. ニ巡目委員選出の方法については、以下のとおり定める。

(1) 1回目と第二希望での班選出において、決定者数が班定数に満たない場合は、委員歴の無い会員と合わせ、班定数となるよう、ニ巡目委員候補者を令和6年度以前の委員免除対象者、ならびに委員長経験者以外の会員から抽選で選出を行う。

第25条 (削除)

第26条 委員及び班選出により問題が発生した場合は、すべて本部役員の判断に一任する。

第27条 (削除)

(附則)

役員選出細則は、平成27年2月13日、総会決議をもって廃止する。

委員選出細則は、平成27年2月13日、総会決議をもって廃止する。

このPTA規約細則は、平成27年2月13日、総会決議をもって施行する。

このPTA規約細則は、平成27年3月11日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、平成28年1月9日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、平成28年9月10日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、平成29年1月14日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、平成29年7月8日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、平成30年2月10日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和2年1月11日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和2年4月4日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和2年12月21日、臨時総会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和3年3月6日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和4年12月10日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和5年3月4日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和7年2月18日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和8年5月16日、運営委員会決議をもって改正する。

このPTA規約細則は、令和8年10月10日、運営委員会決議をもって改正する。